

第 41 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：ADB のセーフガード政策・エネルギー政策改訂と一般増資（GCI）について

提案者：田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））

背景：

アジア開発銀行（ADB）は現在、セーフガード政策（環境政策、住民移転政策、先住民族政策）とエネルギー政策の改訂作業を行っている。2 月 24 日には両政策のワーキングペーパーが理事会で議論された。両政策改定について、以下の点をお聞きしたい。

質問：

1. 2 月 24 日の理事会での両政策に関する日本理事の発言内容を教えて頂きたい。
2. 両政策改訂の今後のスケジュールについて教えて頂きたい。
3. セーフガード政策の中で、以下の点について ADB の返答と財務省のポジションを教えて頂きたい。
 - 理事会検討前の ADB による Draft full EIA の公開の有無
 - ADB アプレイサル前の借入人による Draft full EIA の現地公開の有無
 - カテゴリ A におけるコンサルテーションの開催時期・回数の規定の有無
4. 1995 年のエネルギー政策は、石炭採掘への融資に際して Captive Use（近隣地域の石炭火力発電所での使用）であることを要件としている。しかし、ワーキングペーパーでは、この規定が Substantial Use と定義が変更されている。ADB が改訂当初から表明しているように、1995 年のエネルギー政策の規定は維持されるべきであると考えているが、ADB、財務省の見解を伺いたい。
5. 現在、ADB では 14 年ぶりの一般増資（GCI）の交渉が行われている。日本政府のポジションとその理由を教えて頂きたい。また、この増資と共に国別セーフガード制度（CSS）の活用が行われようとしている中で、ADB が現行の体制でセーフガード政策を適切に実施できるかどうか懸念される。財務省はセーフガード政策の実施体制をどのように強化すべきだと考えているか、見解を伺いたい。

議題 2：カンボジア国道 1 号線改修事業に関わる移転住民のための生計回復プログラムについて

提案者 土井利幸（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ、代表理事）

事業名：カンボジア国道 1 号線改修事業（ADB 融資、Loan 1659-CAM）、国道 1 号線沿線の貧困世帯に対する生計安定化プログラム（ADB 技術協力、プロジェクト番号 42165）

【背景】

アジア開発銀行（ADB）が融資したカンボジアの国道 1 号線改修事業（以下、「本事業」）に対する影響住民 63 世帯による異議申立てと ADB 事務局などの対応については、これまでも本定期協議会などを

通じて、財務省としばしば議論させていただいてきた。先の第 40 回定期協議会でも、63 世帯の ADB に対する要望の根幹である債務問題の解決方法について協議させていただいた。今回も引き続き、この問題を中心に協議させていただきたい。

ADB カンボジア事務所（CARM）は 63 世帯の異議申立てに対して 2008 年 8 月、日本貧困削減基金（JFPR）の供与による「国道 1 号線沿線の貧困世帯に対する生計安定化プログラム」（以下、LSP）を提案した。LSP は 63 世帯だけではなく、本事業の他の影響住民や、日本政府の無償資金協力で改修が進む同じ国道の他区間の影響住民をも対象とし、その柱は、低利小規模融資と職業訓練によって移転住民の収入向上と債務返済を図ろうとするものである。これに対して 63 世帯は、低利融資と職業訓練だけで債務問題を完全に解決することは難しく、無償資金供与と併用すべきであると主張している。メコン・ウォッチもこの主張が妥当であると考え、その旨 CARM などに伝えてきた。財務省も、LSP が 63 世帯の債務問題を十分に解決するためには、さらに議論および改善が必要と認識されていると理解している。

本件に関する最近の動きとして、CARM より、2009 年 3 月 4 日付け 63 世帯住民リーダー宛、および同 3 月 10 日付けメコン・ウォッチ宛に、それぞれ英文回答書簡が届いた¹。2 通の書簡の内容は共通しており、総合すると、1) 日本政府が LSP に対して JFPR を供与しないことを決め、その背景に現下の世界的経済危機があることを示唆している。また、2) JFPR に代わる資金源を検討するとしつつ、債務問題の解決方法に関してはこれまでとまったく同じで、低利小規模融資と職業訓練が提示されている。すなわち、財務省の意向によって LSP が再検討・改善された形跡が見られない。3) 新たな資金源検討のため、LSP の決定・実施にさらに遅れが生じる。3) については、以下の質問とは直接関係しないが、63 世帯の窮状がますます悪化している点をここであらためて強調しておきたい。ADB が一刻も早く債務問題に有効な解決策を提示・実行するよう、財務省から引き続き強く働きかけていただきたい。

【質問】

- 1) 財務省が LSP に対して JFPR の供与をしない旨決定された経緯と理由を、できるだけ詳しくお聞かせ願いたい。
- 2) 財務省および ADB 日本理事室が、これまで ADB 事務局と、LSP による 63 世帯の債務問題解決の有効性についてどのような議論をされたのか、できるだけ詳しくお聞かせ願いたい。また、その議論の結果、LSP の債務問題解決への有効性がどのように改善されたのか、具体的にお聞かせ願いたい。
- 3) 財務省および日本理事室は、今後 63 世帯の債務問題解決に向けて、ADB に対してどのような働きかけを継続されるおつもりなのか、具体的にお聞かせ願いたい。
- 4) LSP は今後も 63 世帯以外の影響住民、とりわけ日本政府の無償資金協力による同じ道路の改修区間の移転住民をも対象とするのか、お聞かせ願いたい。

¹ それぞれ資料 1、資料 2 として添付する。

議題 3：ネパール・西セティ水力発電事業について（ADB）

提案者：田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））

背景：

現在、ネパール西部のセティ川に 750MW のダムを建設し、インド北部に送電することを目的として西セティ水力発電事業が計画されており、ADB は、この事業に民間セクター融資、政治的リスク保証、公共セクター融資を検討している。この事業に関し、以下の点をお尋ねしたい。

質問：

1. ADB は、3 月中旬に水没地、移転地への現地訪問を行った。The Rising Nepal の記事によると、ADB の訪問に際し水没地で住民によるデモが行われたとの事である（補足資料参照）。また、コンサルテーションでも緩和策や補償について多くの懸念が表明されたと聞いている。ADB は、この問題をどのように解決しようと考えているか。
2. 今回の訪問に際し、移転地となるタライ平原でもコンサルテーションが行われ、多くの団体から懸念が表明されたと聞いている。タライでは、移転により影響を受ける農業労働者の数も特定できておらず、移転地で働く農業労働者も影響に関する十分な説明を受けていない状態である。ADB は、この問題をどのように解決しようと考えているか。
3. 今回の ADB の現地訪問には大変関心を持っており、被影響住民との議論の詳細な記録を頂きたいと思っている。この記録を頂くことは可能か。
4. ネパール語での情報公開については、現在、環境評価報告書（EIA）の概要版のみが公開されており、移転計画書が作成中であると聞いている。しかし、現地の被影響住民は、これまで EIA 完全版のネパール語での公開を求めてきた。被影響住民との意味のある協議を実現するためには、ネパール語による EIA 完全版の公開を行うべきであると考えるが、ADB 及び財務省の意見を伺いたい。
5. ADB 担当者から 2 月 16 日付けで頂いたレターでは、Indigenous Peoples Development Framework（IPDF）のドラフトを準備中であると書かれている。本事業のPID²には先住民族政策上のカテゴリが記載されていないが、記載されていない理由を教えて頂きたい。また、先住民族政策ではカテゴリ A のプロジェクト融資においては、アプレイサル前に IPDP ドラフトの作成・公開が要件となっており、IPDF の作成・公開では不十分であると考えるが、ADB 及び財務省の意見を伺いたい。

議題 4：OECD・輸出信用グループへの中国等新興国のこれまでの参加に関する評価と今後の展望について

提案者：清水規子（国際環境 NGO FoE Japan）

² <http://pid.adb.org/pid/LoanView.htm?projNo=41055&seqNo=01&typeCd=3>

背景：

前回の協議会において、サンロケ多目的ダム灌漑部門からの日本の撤退に関連し、中国輸銀の環境社会配慮政策について、財務省としての取り組みについて議題を提出した。今回は、同議題から派生した議論である、OECD の輸出信用グループにおける中国を含めた新興国の招聘に関連し質問したい。OECD の輸出信用グループ（ECG）では、アドホックのオブザーバーとして、中国を含めた新興国が数年前から招聘されているが、FoE Japan としてのそもそもの問題意識である、中国等新興国の国際的な輸出信用に関するルールへの組み込みの必要性のという観点から、以下質問する。

質問：

1. 過去、新興国がオブザーバーとして ECG に招聘されて以来、新興国と ECG のメンバー各国の中で、どのような意見交換が行われてきたのか。
2. ここ数年間の両者の意見交換を経て、財務省として成果があったとお考えか。あるとすれば、どのような成果か。
3. 意見交換を通じて、財務省として目指している今後の展望は何か。特に、OECD の枠組みの中あるいは外において、新興国も取り込むような、環境社会配慮政策も含めた輸出信用に関するルール作りをお考えか。
4. 最後に、新興国の輸出信用機関の環境社会配慮政策に関連し、新興国の国際金融機関における発言力強化について質問する。4 月 2 日に開かれる第 2 回金融サミット（首脳会合）の前哨戦とも言える 2009 年 3 月の G20 では、特に IMF と世界銀行について「新興国・途上国は、最貧国を含め、より大きな発言権と代表を有するべき」とあり、今後、国際金融機関において新興国の発言力が強まることが予想される。新興国の輸出信用や ODA における環境社会配慮政策が不十分であると言われ、かつ国際的な枠組みに組み入れられてない一方、新興国の発言権が強まることによる国際金融機関の環境社会配慮政策への影響を財務省はどのように考えているか。具体的影響として、新興国の発言権が強まることによる国際金融機関の環境社会配慮政策の水準が、新興国の水準に近くなってしまうことを懸念しているが、いかがか。あるいは、新興国を国際金融機関に巻き込んでいくことによって、新興国の輸出信用や ODA の環境社会配慮政策の水準を国際金融機関に近づけるようなことが可能なのか。第 2 回金融サミットにおける議論も踏まえ、お答え頂きたい。

議題 5：CIF/SCF の PPCR(Pilot Project for Climate Resilience)の運用方法と方針について

提案者：森田明彦（セーブザチルドレン・ジャパン）

背景：

昨年、世銀内に設立された気候投資基金は、同年 6 月 8 日に発表された国際市民社会のステートメントおよび同月の FoE International のブリーフィング・ペーパーをはじめとする、さまざまな批判にさらされています。しかし、その後も本基金を巡る準備作業は急速に進捗しており、昨年 10 月 28 日にはワシントンにおいて Partnership Forum が開催され、11 月には SCF (Strategic Climate Fund)の Governance Framework が完成しました。

質問：

- (1) CIF は世界銀行内に設立されましたが、その他の国際開発銀行、特にアジア開発銀行が、事業対

象地域内で、直接、この資金の供与業務を担当することは想定されていますか？

（２）第 37 回協議会において、世銀に設置された森林炭素基金パートナーシップ基金については世銀のセーフガード政策が適用されるとの回答を得ていますが、CIF 資金に基づくプロジェクトの実施についても、世界銀行ないし他の国際開発銀行のセーフガード政策が適用されるのでしょうか？

（３）先日、CIF/Clean Technology Fund および CIF/SFC/Forest Investment Program の執行委員会に対する NGO のオブザーバー参加を募る案内が、財務省より届きましたが、そもそも、ワシントンで行なわれる執行委員会に参加することは日本の NGO にとって財政的にも人力的にもたいへん困難です。これらの執行委員会会合に世界銀行駐日事務所における TV 会議システム等を通じて、日本において参加できるような制度整備は可能でしょうか？

（４）この SCF の一部として設立された PPCR(Pilot Program for Climate Resilience)について、この SCF PPCR の資金を獲得したいと考える国は、CIS(country investment strategies)を作成して、SCF PPCR の小委員会に提出しなければならないと定められています。この CIS 作成の際には、当該政府は国内の市民社会組織の意見を考慮しなければならないことになっていますが、実際に市民社会組織の意見を考慮するために、どのような手続きが取られているのでしょうか？

Access to resources under the CIFs will be contingent upon recipient countries fulfilling the criteria of the respective trust funds, that is, adopting Bank and donor conditions in exchange for financing. For the PPCR, eligible countries will have to submit 'country investment strategies' which will be assessed by the SCF PPCR Sub-Committee. Guidelines for accessing financing will be drawn up by the CIF secretariat and will also be based on existing World Bank and/or other MDB policies.